資料１－１

吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会リポート

かけはし

令和６年６月１９日発行
吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会
三木市教育委員会
Vol.3

５月９日（木）午後７時から、「第３回吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会」を開催しました。

小中一貫校設置に携わられた初代校長による講演をお聴きするとともに、前回、委員からいただいた意見を集約し、事務局がまとめた結果を報告・共有しました。

また、学校用地については、設置に求められる諸条件を整理しながら、選定基準案を提案するとともに、複数の検討すべき学校用地の状況整理を行いました。

1　今年度の組織づくりを行いました

昨年度に引き続き、岩﨑正勝様に会長を継続していただくことになりました。

新年度になり、５名の委員交代がありましたので、新委員の委嘱と自己紹介を行いました。

2「子どもたちの笑顔あふれる学校づくりをめざして」と題して、亀岡市教育委員会 川勝指導主事にご講演いただきました

「小中一貫教育の意義、期待できること」、「学校設置に向けて大切にしたいこと」等を中心に、小中一貫校の設置に向けた取組及び初代校長（亀岡市立亀岡川東学園）として学校を運営されたご経験をふまえて説明していただきました。

講演のまとめ

(1) ９年間のつながりある教育環境は、小・中学校教員による手厚さと柔軟性を活かした効果の高い教育が可能。教員の指導力も上がる。
(2) 教育効果が出るには時間がかかるが、それを補って余りある効果がある。
(3) めざす児童生徒の育成に向けて、特色ある教科を新設できる（例：３年生からの「英語科」や「ふるさと科」の設定）

主な質疑応答

(1) 亀岡川東学園の学校規模について
⇒各学年は単学級であり、全校生は約 250 人である。学校周辺は、市街化調整区域の指定がなくなり、住宅開発が進みつつある。

(2) 小中一貫校の課題について
⇒教育効果がすぐには表れないことである。児童生徒の交流機会の設定が重要である。教員もそうであるが、じっくりと取り組めば取り組むほど効果が期待できる。

(3) 学校と地域が連携した行事について
⇒自治会や子ども会主催の行事等は学校施設を活用して行っている。

(4) 教科担任制について
⇒教員定数が定められている中、京都府の加配や市独自の教員配置、校内の教員配置等の工夫で対応している。

3　第2回地域協議会における各テーマに関する意見集約について事務局から説明を行いました

前回の協議会で委員から以下のテーマに関していただいた意見を集約し、事務局がまとめた結果を報告・共有しました。

(1) めざす児童生徒像について

ア　**自己実現のための学力**

変化の激しい社会の中で、自分らしく生きていくために必要な学びやその学びに向かう姿勢

イ　**豊かな人間性や人と関わる力**

他者への思いやりや関わりを通じて、人とつながり豊かな人間関係を築く力

ウ　**健やかな心と体**

心身の調和のとれた成長とともに、自らの心身をコントロールし、力強く生き抜く力

エ　**ふるさととつながる力**

豊かな教育環境や体験的な学びによる、ふるさとを愛する心

(2) 大切にしたい教育内容と施設設備の在り方について

【大切にしたい教育内容】

ア　**ふるさと教育**　　イ　**交流学習**　　ウ　**英語・国際理解教育**

エ　**自分らしく豊かに生きていくための学び**

【施設設備の在り方】

ア　学びの視点・・・**学びが広がる学校**

イ　生活の視点・・・**ゆとりがあり、快適に過ごせる学校**

ウ　共創の視点・・・**地域と共にある学校**

エ　安全の視点・・・**誰もが楽しく生活できる安全・安心な学校**

オ　環境の視点・・・**環境に配慮した学校**

(3) 検討すべき用地と選定基準について

ア　学校設置に関する重要事項

・開校までのスケジュール

子どもたちにとって望ましい教育環境の実現のためには、可能な限り早期の開校が望ましい。

・施設設備の精選

吉川地域の小中一貫校に求める施設設備の在り方を十分に精選しながら、子どもの未来につながる良い学校をつくる。

イ　用地選定基準（案）　※多くの先進市町の基準案と同様の項目となりました。

・広さ（土地面積）　・土地の状況　・既存施設の状況　・通学アクセス

・教育活動への影響　・防災　・防犯　・工事の影響

ウ　上記選定基準（案）に基づいた検討すべき学校用地８案の状況整理・共有

・吉川小学校　・吉川中学校　・吉川高校跡地　・吉川総合公園

・複数の町内の広大地　・吉川町公民館周辺

※先進校視察（能勢ささゆり学園・東条学園小中学校）を行いました

９年間のつながりのある指導の実際や具体的な施設設備の在り方について、さらに見聞を広めるため、委員の皆様とともに先進校視察を行いました。

(1) 能勢町立能勢ささゆり学園（前期課程 270 人、後期課程 147 人）

(2) 加東市立東条学園小中学校（前期課程 380 人、後期課程 164 人）

第4回地域協議会のお知らせ

令和6年7月4日（木）
吉川町公民館　19:00～

お問い合わせ

三木市教育委員会小中一貫教育推進室
電話　0794-82-2000（内線 3523）
ホームページもご覧ください。
https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/89/
又は、「三木市　小中一貫教育」で検索

吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会リポート

かけはし

令和６年８月１日発行
吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会
三木市教育委員会
Vol.４

７月４日（木）午後７時から、「第４回吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会」を開催しました。

４月から発足した教職員部会（吉川小・中学校の代表教員）による協議内容の共有をはじめ、先進校視察の結果をふまえ、改めて新しい学校の在り方について意見交換を行いました。

地域や保護者の思いと教職員の考えを整理し、グループに分かれて意見交換することで、より具体的な学校像を共有することができました。

１　教職員部会による協議内容を共有しました

教育の専門性の見地から教職員部会においても、地域協議会と同じテーマで意見交換を行ってきました。

地域や保護者、教職員の思いや考えの方向性は、共通する部分が多く、特に「めざす児童生徒像やつけたい力」については、教職員部会から改めて「現在、学校で特に重視して取り組んでいる社会的自立に向けた力」の育成が重要だという意見がありました。他にも「個別最適な学びや協働的な学びの一体的な充実に向けた具体的な指導方法」についての意見もありました。また、「価値観の違う多様な仲間と協働する力」や「様々な困難やストレスをコントロールし、自己肯定感を向上させる」ことも重要であるとの考えもありました。

また、施設設備の在り方については、児童生徒の多様なニーズに対応する機能的な教育環境をはじめ、地域との積極的な交流や防災・安全の観点から広い駐車場の確保や安全な動線（人・自転車・スクールバス・一般自動車）の検討が大切であるとの意見も多数ありました。

２　先進校視察の様子を紹介し、施設一体型小中一貫校のイメージを共有しました

去る５月31日、６月７日に行った先進校視察の様子をふり返り、それぞれの学校の特色ある施設設備等について共有しました。

能勢ささゆり学園

東条学園小中学校

【参加した委員の印象に残った主な施設設備】

・広い廊下と多目的スペース　・図書室（情報学習センター）の充実　・多目的トイレ
・広い駐車場　・低学年専用の遊び場　・統合校のメモリアルホール　・地域交流室
・警備員室とアフタースクール　・太陽光パネル等の環境設備

メモリアルホール

広い駐車場

多目的スペース

地域交流室

個別学習エリア

太陽光発電モニター

動線に配慮した保健室

3 設置する学校の在り方についてグループ討議を行いました

教職員部会による意見や先進校視察の結果をふまえ、改めて小中一貫校の在り方について意見交換を行いました。前回よりもブラッシュアップされた、より具体的な意見が出て、活発に交流することができました。

【改めて出た意見や新たな意見】

(1) めざす児童生徒像や育成したい力等について

・「学ぶ意欲（学力向上）」や「主体性」を身に付けた児童生徒
・自己肯定感を身に付けた子
・子どもの得意分野を伸ばす個別指導の充実
・遊びなどの人の関わりの中から育む創造力
・地元吉川が好きな子、地域に関わっていく子

(2) 大切にしたい教育内容と施設設備の在り方について

大切にしたい教育内容

・人権教育、防災教育、英語学習
・ふるさと教育（酒米、いちご、ぶどう、ゴルフ等）
・ICT（一人一台のタブレット等）を活用した視野の広い学習

施設設備の在り方

・学びにゆとりのある教育環境（遊びの空間や遊具の充実）
・学びが広がる図書室等の工夫
・動植物等と気軽にふれ合える場所
・避難所など防災に対応した学校づくり
・広い運動場や駐車場の整備
・校舎内における地域開放エリアの設定
・遮熱ガラスや二重窓等の整備

(3) 学校用地に求められる要件と用地選定の方向性について

・広い敷地（学校行事の円滑な実施や防災・安全の視点から）
・安全な通学路の確保

第5回地域協議会のお知らせ

令和6年8月9日（金）
吉川町公民館　19:00～

お問い合わせ
三木市教育委員会小中一貫教育推進室
電話　0794-82-2000（内線 3523）
ホームページもご覧ください。
https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/89/
又は、「三木市　小中一貫教育」で検索

吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会リポート

かけはし

令和６年９月２４日発行
吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会
三木市教育委員会
Vol.５

８月９日（金）午後７時から、「第５回吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会」を開催しました。

今回は、第４回教職員部会の開催状況を共有するとともに、「学校用地選定の考え方（案）」について、意見交換を行いました。質疑応答を通して、より具体的な選定に関する考え方を共通理解することができました。

1　教職員部会による協議内容を共有しました

吉川中学校区小中一貫教育夏季合同研修会に合わせて、「第４回吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る教職員部会」を開催し、これまでの地域や教職員による会議の開催状況や先進校視察の結果を吉川小・中学校の全教員で共有し、意見交換を行いました。新たな視点による気づきの他、改めて大切に考えていきたい事柄等に関する意見が多数出されました。

・施設一体型になるため、小中の繋がりは今まで以上に強くなるが、これまでの子ども園との連携も切れないようにしていく必要がある。
・広い駐車場の整備や図書室機能の充実
・子ども中心のふるさと教育を充実させたい。
・前期、後期課程の教員が日常的に交流できるエリア
・子どもたちが月曜日に「早く行きたい。」と思えるような学校にしたい。　等

2　学校用地選定の考え方（案）について、共通理解を図りました

委員の皆様からいただいた「学校用地に求められる要件」と併せて、事務局による先進市町の事例研究に基づいて作成した用地選定の考え方（案）を共有しました。「安全性」や「土地」などの７つの大項目を設定し、さらに細分化した小項目に分類しています。

質疑応答では、防犯対策や敷地面積の考え方等に関する質問があり、活発な意見交換を通して、選定に向けた共通認識をもつことができました。

吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る学校用地選定の考え方

１　安全性・・・・・・水害、土砂災害、防犯性等
２　土地・・・・・・・有効活用面積、土地利用規制、土地保有状況等
３　通学・アクセス・・通学の利便性、隣接道路の状況、地域住民のアクセス等
４　開校までの期間・・望ましい教育環境の早期整備
５　工事の影響・・・・教育活動への影響、近隣住民への影響等
６　既存施設・・・・・既存施設の利用可能性、除却の要否等
７　その他

第6回地域協議会のお知らせ

開催日時　調整中
場所　吉川町公民館

お問い合わせ

三木市教育委員会小中一貫教育推進室
電話　0794-82-2000（内線 3523）
ホームページもご覧ください。
https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/89/
又は、「三木市　小中一貫教育」で検索

吉川地域における施設一体型小中一貫校基本構想（案）の骨子について

資料１－４

１　小中一貫教育総論
- 三木市が進める小中一貫教育

２　吉川地域の学校の現状と特色ある教育実践
- 統合の経緯や実践推進校としての教育実践

３　設置する学校のコンセプト
- 学校の概要
- 市の上位計画・関連計画との関係

４　設置する学校の整備方針
- 建設の基本方針
- 施設概要

５　学校用地及び今後のスケジュール
- 学校用地の選定
- 建設形態・建設に関するスケジュール

教育効果を最大限発揮　できる学校をめざして

吉川地域協議会（6回）

教育委員会

吉川地域を中心とした教職員部会（6回）

これまでの地域協議会及び教職員部会で協議を行ってきた内容

資料Ⅰ－5

○めざす児童生徒像

- 夢や希望を実現するために努力し、自分らしく生きていくために自ら考え、行動する児童生徒
- 多様な他者とつながり、思いやりのある心豊かな児童生徒
- 困難に適切に対応するしなやかで強い心と身体を持った児童生徒
- ふるさとを愛し、吉川に誇りを持った児童生徒

○大切にしたい教育内容

- ふるさと教育
- 国際理解・英語教育
- 交流学習
- 自分らしく豊かに生きていくための学び

○施設設備の在り方

- 学びが広がる学校
- ゆとりがあり、快適に過ごせる学校
- 地域に開かれ、地域への愛着と誇りを感じる学校
- 誰もが楽しく学べる安心・安全な学校
- 環境に配慮した学校

○吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る学校用地選定の考え方

- 安全性・・・・・・水害、土砂災害、防犯性等
- 土地・・・・・・・有効活用面積、土地利用規制、土地保有状況等
- 通学・アクセス・・通学の利便性、隣接道路の状況、地域住民のアクセス等
- 開校までの期間・・望ましい教育環境の早期整備
- 工事の影響・・・・教育活動への影響、近隣住民への影響等
- 既存施設・・・・・既存施設の利用可能性、除却の要否等
- その他

資料 1-6

吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る学校用地８案の総合的な整理

1	吉川小学校 （西側拡張）	○防犯性が高く、通学に利点がある。 ○既存施設が比較的新しく、利活用の可能性があるため、建設費の抑制が期待できる。 ○必要な敷地面積が確保できないため、新たな用地買収と大規模造成が必要となる。 ○用地買収のほか、造成にかかる費用と開校までに時間がかかることが予想される。 ○工事期間中において教育活動への影響が懸念される。
2	吉川中学校 （拡張）	○アクセスがよく、大規模造成が不要である。 ○必要な敷地面積が確保できないため、新たな用地買収が必要となるが、拡張場所によっては地すべり危険箇所に入る可能性がある。 ○既存施設は築 60 年を超えており、利活用は非常に難しい。 ○工事期間中において教育活動への影響が懸念される。
3	吉川高校	○アクセスがよく、必要な敷地面積を確保することが可能で、大規模造成が不要である。 ○工事期間中において教育活動への影響が出ない。 ○最も早い開校が見込まれる。 ○県の保有地のため、市の一存で判断できない。 ○既存施設は築 50 年を超えており、利活用には課題がある。
4	吉川総合公園	○必要な敷地面積を確保することが可能である。 ○工事期間中において教育活動への影響が出ない。 ○都市公園区域であるため、学校設置は基本的に不可である。 ○設置する場合は法的手続に加え、代替地を確保し公園機能の回復が必要となることから、用地買収のほか、造成にかかる費用と開校までに時間がかかることが予想される。
5	町内広大地① （福井）	○必要な敷地面積を確保することが可能である。 ○工事期間中において教育活動への影響が出ない。 ○山林・原野の用地買収（多くの地権者との交渉、用地の境界画定、登記事務）のほか、造成にかかる費用と開校までに時間がかかることが予想される。 ○インフラ整備等（進入道路、浄化槽、調整池等）にかかる新たな費用が発生する。 ※福井・・・・公共交通のルートに入っておらず、アクセスに課題がある。 ※毘沙門・・・地域の広範囲において土砂災害警戒区域が点在する。 ※上松・・・・県道からの距離があるため、進入路整備に課題がある。
6	町内広大地② （毘沙門）	
7	町内広大地③ （上松）	
8	吉川町公民館 周辺	○アクセスがよい。 ○工事期間中において教育活動への影響が出ない。 ○学校用地に想定した場合、「洪水・土砂災害ハザードマップ」における安全性（水害）に課題がある。 ○周囲に大きな建築物が多数あり、用地買収にかかる費用が大きくなる。

資料 1-7

吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る学校用地8案の評価シート

大項目	小項目	検討ポイント	1 吉川小学校 （西側拡張）	2 吉川中学校 （拡張）	3 吉川高校	4 吉川総合公園	5 町内広大地① （福井）	6 町内広大地② （毘沙門）	7 町内広大地③ （上松）	8 吉川町公民館 周辺
1 安全性 （防災・防犯）	(1) 水害	水害時のリスク	○	○	○	○	○	○	○	×
	(2) 土砂災害	土砂災害時のリスク	○	○ ※拡張場所によっては▲	○	△	△※	△※	△※	○
	(3) 地震	地震発生時（山崎断層帯＋草谷断層が連動した場合の想定）のリスク	△	△	△	△	△	△	△	△
	(4) 防災機能（立地）	指定避難所としての機能性（立地面での検討）	○	○	○	△	△	△	△	×
	(5) 防犯性	不審者対策（茂みなどの隠れる場所が少ないか、人の目が多いか、夜間の明るさ等）	◎	○	○	△	▲	▲	▲	○
2 土地	(1) 面積 （有効活用面積）	より良い学びの実現に向けた必要面積の確保（必要面積は約 30,000 ㎡と見込んでいる。）	×	▲	◎	◎	◎	◎	◎	×
	(2) 土地利用規制	土地利用に係る規制の有無とその内容	△	○ ※拡張場所によっては▲	○	▲	▲	▲	▲	○
	(3) 土地保有状況	土地買収の必要性とその広さ（買収に係る費用と交渉期間）	▲	△	○ ※県保有地	▲ ※代替地が必要	×	×	×	▲
	(4) 土地活用の利便性	土地の形状及び造成の必要性とその規模 （造成に係る費用と工期）	▲	○	○	△ ※場所による	×	×	×	○
3 通学・アクセス	(1) 通学の利便性 （スクールバスの運行等）	スクールバスを利用する子どもの数 スクールバスの最長乗車時間 スクールバスのルート別の乗車時間差	◎	○	○	△	△	△	△	○
	(2) 隣接道路の状況(スクールバスの出入りの影響)	スクールバスの運行や乗降における周辺地域への配慮の必要性	▲	○	○	◎	◎	◎	◎	○
	(3) 周辺施設へのアクセス	図書館や公民館等公共性の高い施設へのアクセス状況	○	◎	○	△	○	△	△	◎
	(4) 地域住民のアクセス	地域住民が公共交通等で来やすい場所にあるかどうか	○	○	◎	△	×	▲	▲	○
4 開校までの期間		想定される開校までの期間（できるだけ早い開校を目指す。）	△	△	○	▲	×	×	×	×
5 工事の影響	(1) 教育活動への影響	工事による在校生の教育活動への影響（騒音、仮設校舎の要否、運動場利用制限、体育館利用制限、プール利用制限、部活動の制限等）	▲	▲	○	○	○	○	○	○
	(2) 隣接道路の状況（工事車両の出入りの影響）	工事車両の出入りにおける周辺地域等への配慮の必要性	▲	△	△	△ ※利用者への影響	○	○	○	△ ※利用者への影響
	(3) 国道、県道までの道路状況（工事車両のアクセス）	工事車両が通る道路整備の必要性	○	○	○	○ ※場所による	△※	△※	△※	○
	(4) 騒音の影響と対策	防音壁設置等工事の騒音対策の必要性 （工事費と工期に影響がある。）	▲	△	△	△ ※利用者への影響	○	○	○	△ ※利用者への影響
6 既存施設	(1) 既存施設利用可能性	既存施設の利用可能性	○	▲	▲	△	×	×	×	▲
	(2) 除却要否	既存施設の除却要否（除却費用と工事期間）	○	▲	▲	○ ※場所による	◎	◎	◎	△
補足・備考						一般利用との併用				

凡例： ◎-○-△-▲-×

学校用地としての適性が高い←・・・・・・→適性が低い

資料２

2024.11.20

総合教育会議資料

第３期三木市教育大綱（案）

令和７年　月

三　木　市

Ⅰ　教育大綱の趣旨

この教育大綱は、三木市総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置）において、市長が教育委員会と協議・調整を行い策定したものです。

この大綱では、三木市の取り組むべき教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策についての指針を示しています。

Ⅱ　教育大綱の計画期間

この大綱の計画期間は、令和７年度から令和１１年度までの５年間とします。

具体的な施策を推進するに当たっては、教育関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、家庭や地域、市民が連携・協働し、三木市全体で基本理念の実現に向けて取り組みます。

Ⅲ　教育大綱の基本理念

「夢を育み、未来を創る三木の教育」

「夢」は生き方に方向性を与えます。

めざす「夢」があるからこそ、そこへ向かうための知識や技術、能力の育成が必要になり、「夢」が明確であればあるほど、最適な手段が生み出され、モチベーションが維持されます。

つまり、「夢」は、年齢にかかわらず、生き方の羅針盤となるのです。

「夢」の追求は、「こういう自分でありたい」という個人の幸せづくりであり、それが「こういう社会にしたい」「こういう未来を創造したい」という新たな価値を創造する力につながります。

三木市では、学校・家庭・地域全体で「夢を育み、未来を創る」教育を推進します。

Ⅳ　教育大綱の体系表

基本理念

夢を育み、未来を創る三木の教育

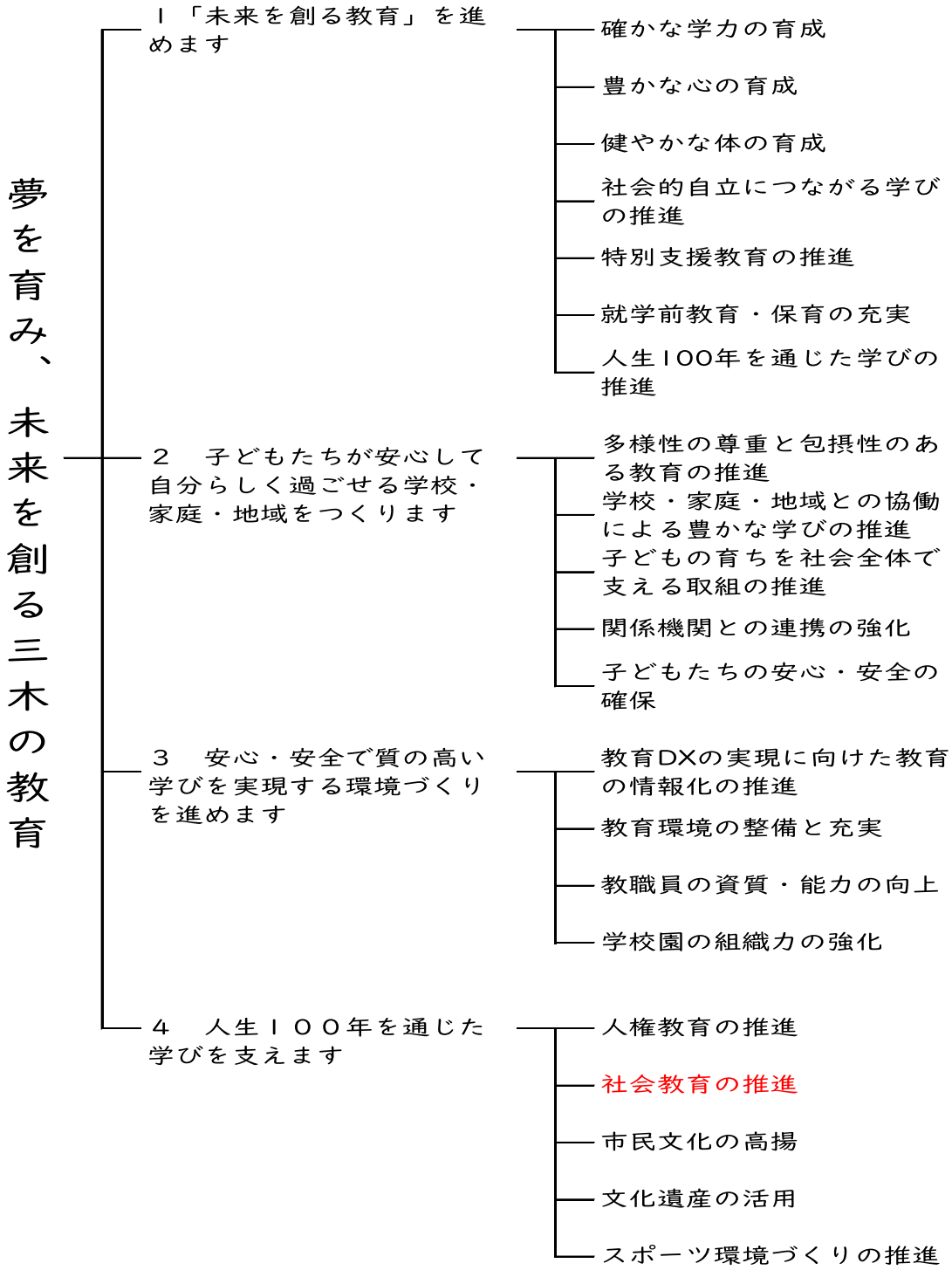

Ⅴ　教育大綱の基本方針

Ⅰ　「未来を創る教育」を進めます

(1)　確かな学力の育成

○　子どもたちの自己実現につながる「主体性・協働性・創造力」の育成をめざし、その基盤となる基礎学力の定着と活用力・学びに向かう力を育てます。

○　グローバル社会で主体的に活動できるよう、コミュニケーション能力や合意形成能力を育てます。

○　高度情報化社会の更なる先（Society5.0時代）を見据え、ＩＣＴ機器を活用した学習活動を充実し、情報活用能力（情報モラルを含む。）や論理的な思考力を育てます。

(2)　豊かな心の育成

○　社会における人権課題の解決に向け、全教育活動を通じて自尊感情を高め、主体的で実践的な人権教育を推進します。

○　自己の生き方を考え、自立した一人の人間としてよりよく生きることができるよう道徳教育を進めます。

○　多様な文化的背景をもつ人々と互いの違いを認め合い、共に生きる多文化共生教育を進めます。

○　三木の伝統や文化、自然などに触れる機会を充実させ、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う教育や、ふるさとの課題やその解決策を考えるなど、ふるさとを知る教育を推進します。

○　豊かな人間性や共生の心を育成するため、体験的な学習活動を充実します。

○　学校や家庭、地域、関係機関が一体となり、決していじめを許さない人を育てる教育に取り組みます。

○　誰もが安心して学べる学校づくりに取り組むとともに、子どもたちの社会的自立をめざした不登校支援に取り組みます。

(3)　健やかな体の育成

○　生涯を通じて健康で安全な生活を送るため、心身の健康の保持増進と体力や運動能力の向上を図り、運動に親しむ習慣を身に付けさせ、健やかでたくましい体を育てます。

○　食に関する正しい知識と健康的な食生活の習慣を身に付けさせるため、家庭と連携した食育を推進します。

(4)　社会的自立につながる学びの推進

○　人との関係を築く力や社会の中での役割を理解する力、自分を理解し管理する力、問題を解決する力、将来の計画を立てる力を育成します。

○　社会で必要な資質や能力を育てるため、個性を見つけて可能性を伸ばすとともに、自発的・主体的な姿勢を尊重し、その発達を支える生徒指導に取り組みます。

○　自分らしい生き方を実現するため、学ぶことや働くこと、自分から積極的に社会づくりに参加することの大切さに気付くことのできる機会や学びを充実します。

(5)　特別支援教育の推進

○　一人一人の個性や特性に応じた学びを提供します。

○　共生社会の実現に向け、互いに支え合い、認め合うインクルーシブ教育を推進します。

○　障がいのある人が、切れ目のない支援を受けられるよう、学校、家庭、保健・福祉、医療、労働、地域住民などとの連携を深めます。

(6)　就学前教育・保育の充実

○　乳幼児一人一人の心の育ちを受け止め、自尊感情を育むとともに、個々の発達やニーズに合わせ、自立心や主体性を尊重した教育・保育を推進します。

○　子どもたちの成長を切れ目なく支えるため、幼児期

の教育と小学校教育の連携を深めます。

2　子どもたちが安心して自分らしく過ごせる学校や家庭、地域をつくります

(1)　多様性の尊重と包摂性のある教育の推進

○　さまざまな背景や状況により多様な教育ニーズを持つ子どもたちに、個々に適した学びの場を提供し、必要な支援を充実します。

○　誰もが持てる個性や能力を発揮し、互いに支え合い、安心して暮らせる社会を築くために、人権尊重と男女共同参画についての理解を深める学びを推進します。

(2)　学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進

○　家庭同士や学校、地域等の交流を通して学びを積み重ね、親が子どもと共に成長し、子どもの健やかな成長を支えることができるよう、家庭の教育力を高めます。

○　子どもたちが地域で多様な学びや交流を通じて成長できるよう、学校と地域が協力し合いながら、地域の教育力を高めます。

(3)　子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進

○　学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を推進します。

○　学校部活動の地域クラブへの移行を進め、子どもたちが継続して文化・スポーツに親しむ機会を確保します。

(4)　関係機関との連携の強化

○　子どもたちが直面する問題や困難が多様化・複雑化していることから、学校と関連機関との連携強化や、学校外での多様な支援の確保に取り組みます。

(5)　子どもたちの安心・安全の確保

○　危機回避能力を育成し、適切に対応できる安全教育を推進します。

○　災害に備え、自らの命を守ることや互いに助け合うことの大切さを考える防災教育を推進します。

3　安心・安全で質の高い学びを実現する環境づくりを進めます

(1)　教育ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向けた教育の情報化の推進

○　学校教育において、ＩＣＴの活用が「日常化」するよう取り組むとともに、ＩＣＴを最大限に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。

○　業務の効率化を図り、働きがいのある学校づくりを進めるため、円滑・安全なＩＣＴ環境の整備、充実を図ります。

(2)　教育環境の整備と充実

○　子どもたちが安全で快適な学校園での生活を送ることができるよう、教育環境の整備と充実を進めます。

○　全ての子どもたちに等しく学ぶ機会が保障されるよう、必要な支援を行います。

○　子どもたちの教育に適正な児童・生徒数の確保に努め、より望ましい教育環境を整備します。

(3)　教職員の資質・能力の向上

○　専門性や実践的指導力などを育成する多様な研修の場を提供し、自ら学び続ける保育者と教職員を支援します。

○　教職員の業務改善を進め、子どもたちと向き合う時間を確保します。

(4)　学校園の組織力の強化

○　子どもたちの多様な学びや課題に組織的に対応するため、教職員相互の協力・協働体制づくりを進め、学校園の組織力を強化します。

○　教職員が専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、働きやすい職場環境をつくるとともに、心身の健康の保持・増進を図ります。

4　人生１００年を通じた学びを支えます

(1)　人権教育の推進

○　「一人一人の人権が尊重されるまち」を実感できる人権教育を展開します。地域の多様な人材や資源を生かし、市民が主体となり、人権課題を解決できる教育を進めます。

(2)　社会教育の推進

○　地域住民のつながりを深めるとともに、学んだことを生かして地域課題の解決につなげられるよう、地域の総合的な教育力の向上に努めます。

○　市民が生涯にわたり生きがいを持ち、豊かな人生を送ることができるよう、公民館、図書館等の社会教育施設を充実させ、社会の変化に対応した多様な学びの機会を提供します。

(3)　市民文化の高揚

○　市民の多様な文化活動を通じ、生涯にわたって文化、芸術に親しむ心を育てます。

(4)　文化遺産の活用

○　地域に伝わる伝統行事や文化財などの歴史的な遺産を生かした文化の振興を図ることにより、市民のふるさと意識を醸成し、郷土愛を育みます。

○　文化遺産を維持・活用する担い手を育成するとともに、地域文化の魅力を発信します。

(5)　スポーツ環境づくりの推進

○　健康で心豊かに暮らすため、「する、観る、支える」という活動を通して、スポーツに親しむ機会を充実します。

○　体力や技能の程度、障がいの有無にかかわらず、全ての人が興味・関心や適性に応じてスポーツに参画できる環境づくりに取り組みます。

○　三木の地域性を生かしたスポーツイベントや活動を支援し、スポーツ交流を進めることにより、スポーツの振興と充実を図ります。

資料３

三木市教育大綱に基づく三木市教育基本計画について

第２期三木市教育大綱（令和２年度～令和６年度）	第３期三木市教育振興基本計画（令和３年度～令和７年度）
基本理念 豊かな学びで未来を拓く	基本理念 豊かな学びで未来を拓く
１　「未来を創る教育」を進めます (1) 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます ア 確かな学力の育成	基本方針Ⅰ　「未来を創る教育を進めます」 １　未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます 施策(1)　確かな学力の育成 ①　基礎学力の定着と活用力・学びに向かう力の育成 ②　「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進 ③　基本的な学習習慣の確立 ④　放課後学習支援の充実 ⑤　グローバル人材を育成する教育の推進 ⑥　情報活用能力の育成 ⑦　小中一貫教育の推進
イ 豊かな心の育成	施策(2)　豊かな心の育成 ①　人権教育の推進 ②　道徳教育の充実 ③　生徒指導の充実 ④　多文化共生教育の推進 ⑤　ふるさと教育の充実 ⑥　体験的学習活動の充実 ⑦　防災教育の推進
ウ 健やかな体の育成	施策(3)　健やかな体の育成 ①　体力・運動能力向上の推進

	②　食育の推進 ③　健康教育の充実 ④　安全教育の推進
エ 特別支援教育の推進	施策(4)　特別支援教育の推進 ①　適切な指導及び必要な支援の実施 ②　認め合い、支え合う特別支援教育の推進
オ キャリア教育（社会的自立に繋がる学び）の推進	施策(5)　キャリア教育（社会的自立に繋がる学び）の推進 ①　社会的自立に必要な力の育成 ②　社会に触れる機会の充実 ③　進路指導の充実
カ 就学前教育・保育の充実	施策(6)　就学前教育・保育の充実 ①　一人一人の特性に応じた質の高い就学前教育・保育の推進 ②　多様な教育・保育ニーズへの対応 ③　地域連携の充実 ④　小学校教育との円滑な接続 ⑤　在宅児童の保護者に対する家庭支援
(2) 子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます ア 教育環境の整備と充実	2　子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます 施策(1)　教育環境の整備と充実 ①　学習機会の保障 ②　安全で快適な教育環境整備の推進 ③　特別な支援を要する子どもたちに対する切れ目のない支援 ④　学校再編の推進 ⑤　就学前教育・保育の一体化
イ 学校、家庭、地域が連携した教育の推進	施策(2)　学校、家庭、地域が連携した教育の推進

	①　「地域とともにある学校園づくり」の推進 ②　家庭の教育力の向上 ③　子育てに不安を抱える家庭への支援
ウ 教職員の資質・能力の向上	施策(3)　教職員の資質・能力の向上 ①　教職員の資質と実践的指導力の向上 ②　教職員の働き方改革の推進
エ 学校園の組織力の強化	施策(4)　学校園の組織力の強化 ①　管理職の組織マネジメント力の強化とミドルリーダーの育成 ②　教職員相互の協力・協働体制づくりの推進
2 「生涯にわたる学び」を支えます (1) 豊かな人生を応援します ア 人権教育の推進	基本方針Ⅱ　「生涯にわたる学び」を支えます 1　豊かな人生を応援します 施策(1)　人権教育の推進 ①　人権教育・啓発の充実 ②　いじめ防止の推進 ③　虐待防止の推進 ④　男女共同参画の推進
イ よりよく生きるための学びの充実	施策(2)　よりよく生きるための学びの充実 ①　ライフステージに対応した多様な学びの機会の提供 ②　公民館を核とした生涯学習活動の推進 ③　地域の未来を担う人づくりと地域課題の解決に向けた支援 ④　市民ニーズに対応した図書館の充実
(2) 文化・スポーツの振興に努めます ア 市民文化の高揚	2　文化・スポーツの振興に努めます 施策(1)　市民文化の高揚

	①　豊かな自己実現を図る文化・芸術活動の推進 ②　文化、芸術の振興と普及に向けた顕彰制度の活用 ③　文化会館や美術館における文化・芸術事業の企画と開催
イ　文化遺産の活用	施策(2)　文化遺産の活用 ①　地域資源をいかした文化の振興 ②　文化財保護の推進と活用 ③　文化遺産を維持、活用する担い手の育成
ウ　スポーツ環境づくりの推進	施策(3)　スポーツ環境づくりの推進 ①　「する、観る、支える」スポーツ環境づくりの推進 ②　スポーツを通じた健康で活気あるまちづくりの推進 ③　三木の地域性をいかしたスポーツ振興

資料４

第２期三木市教育大綱

令和２年３月

三木市
MIKI CITY

第２期三木市教育大綱の策定に当たって

本市では、平成２７年４月に「三木市教育大綱」を策定し、「ふるさと三木を誇りとし、自立心あふれる人材の育成」を基本理念として、考える力や基礎学力の定着をはじめ、未来を切り拓くことのできる「生きる力」を育成する教育の推進を図ってまいりました。

この間、本市の人口は２千人減少し、地域の担い手不足をはじめとする少子高齢化が深刻さを増す一方、社会においては、第４次産業革命といわれるグローバル化の進展とともに、さまざまな分野でＡＩやＩｏＴが導入されるなど、超スマート社会が現実のものとなりつつあります。

このような変化の激しい時代にあっても「家庭の事情や地域の差なく、すべての子どもたちが、ふるさと三木を愛し、等しく夢に向かって頑張ることができる」そのような教育の環境を整備することが、行政に課された最大の使命であると確信しています。

また、人生１００年時代にあって、市民の誰もが持続可能な社会の担い手として、生涯を通じて活躍できるとともに、活力ある地域社会を維持しながら、安心して暮らすことができる「ふるさと三木」の未来づくり、人づくりを進めます。

このような思いから、このたびの教育大綱では、「豊かな学びで未来を拓く」を基本理念に掲げ、本市の豊かな自然や伝統・文化に誇りをもち、新たな創造を興す「未来を生き抜く」人材の育成を進めてまいります。

令和２年３月

三木市長　仲田一彦

Ⅰ　教育大綱の趣旨

この教育大綱は、三木市総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置）において、市長が教育委員会と協議、調整をして策定したものです。

この大綱では、三木市の取り組むべき教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策についての指針を示しています。

Ⅱ　教育大綱の計画期間

この大綱の計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

具体的な施策を推進するに当たっては、教育関係機関がそれぞれの役割を果たし、家庭や地域、市民が連携、協働して、三木市全体で基本理念の実現に向けて取り組みます。

Ⅲ　教育大綱の基本理念

「豊かな学びで未来を拓く」

これからの時代は、進行する少子高齢化やグローバル化などにより、変化が激しく、これまでに無かったような課題に直面することが予想されています。そのような時代においても、社会の変化に主体的に向き合い、多様な価値観の中から新たな価値を見出し、未来を切り拓いていく力が求められています。

このことから、生涯にわたる豊かな学びを通じて、より充実した人生とよりよい社会を創造できる人材の育成をめざし、「豊かな学びで未来を拓く」をこの大綱の基本理念とします。

Ⅳ　教育大綱の基本方針

Ⅰ　「未来を創る教育」を進めます

「未来を創るのは子どもたちである。子どもたちを創るのは教育である。つまり、教育は未来を創る。」という考えに基づき、子どもたちの教育を進めます。

(1) 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます

ア　確かな学力の育成

○　身に付けた知識を知恵に変え、自分の夢や希望を実現できるよう、「知識・技能」を習得させ、課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力」を育み、「学びに向かう力」を育てます。

○　グローバル社会で主体的に活動できるよう、コミュニケーション能力を育てます。

○　高度情報化社会を見据え、ＩＣＴ機器を活用した学習活動を充実し、情報活用能力や論理的な思考力を育てます。

イ　豊かな心の育成

○　全教育活動を通じて、自尊感情を高め、主体的で実践的な人権教育を推進します。

○　人としてのあり方や生き方を学び、よりよく生きるための道徳性を養います。

○　国籍や民族などの違いを認め合い、共に生きる多文化共生教育を進めます。

○　三木の伝統や文化、自然などに触れる機会を充実させ、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う教育を推進します。

○　豊かな人間性や共生の心を育成するため、体験的な学習活動を充実します。

○　災害に備え、自らの命を守ることや互いに助け合うことの大切さを考える防災教育を推進します。

ウ　健やかな体の育成

○　健康で安全な生活を送るため、体力や運動能力を向上し、運動に親しむ習慣を身に付けさせ、健やかでたくましい体を育てます。

○　食に関する正しい知識と健康的な食生活の習慣を身に付けさせるため、家庭と連携した食育を推進します。

○　「人生 100 年時代」を迎え、健康への意識を高め、自ら健康の保持増進に努めることができるよう、健康教育を充実します。

○　危機回避能力を育成し、適切に対応できる安全教育を推進します。

エ　特別支援教育の推進

○　一人一人の個性や特性に応じた学びを提供できるよう、特別支援教育を充実します。

○　共生社会の実現に向け、互いに支え合い、認め合う教育を推進します。

オ　キャリア教育（社会的自立に繋がる学び）の推進

○　望ましい学習習慣や生活習慣を身に付けさせ、自立した生活を営む上で必要となる力を育成します。

○　自分らしい生き方を実現するため、学ぶことや働くことの大切さに気付くことのできる機会や学びを充実します。

カ　就学前教育・保育の充実

○　乳幼児一人一人の心の育ちを受け止め、自尊感情を育むとともに、個々の発達や教育・保育ニーズに合わせて、自立心や主体性を尊重した教育・保育を推進します。

○　子どもたちの成長を切れ目なく支えるため、幼児期の教育と小学校教育との連携を深めます。

(2)　子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます

ア　教育環境の整備と充実

○　すべての子どもたちに等しく学ぶ機会が保障されるよう、必要な支援を行います。

○　子どもたちが安全で快適な学校・園での生活を送ることができるよう、教育環境の整備と充実を進めます。

○　特別な支援を要する子どもたちに、切れ目のない適切な支援を行います。

○　小・中学校の学校再編を進め、子どもたちの教育にとって適正な児童・生徒数の確保に努め、より望ましい教育環境を整備します。

○　就学前教育・保育の一体化を進め、「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」のもとに、幼児期における豊かな育ちを提供できる環境を整備します。

イ　学校、家庭、地域が連携した教育の推進

○　学校、家庭、地域が連携、協働した「地域とともにある学校園づくり」を進め、子どもたちを地域全体で育てます。

○　親子で共に成長できる学びの機会を提供し、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向け、家庭教育の重要性について啓発するなど、家庭の教育力を向上させます。

ウ　教職員の資質・能力の向上

○　自ら学び続ける保育者及び教職員を支援するため、専門性や実践的指導力などを育成する研修の場を提供し、資質・能力を高めます。

○　教職員の業務改善を進め、子どもたちと向き合う時間を確保します。

○　保育者及び教職員が働きやすい職場環境を整備します。

エ　学校園の組織力の強化

○　子どもたちの多様な学びや課題に組織的に対応するため、教職員相互の協力・協働体制づくりを進め、学校園の組織力を強化します。

2　「生涯にわたる学び」を支えます

「人生100年時代」を迎え、すべての市民が、自らの生きがいの実現に向けて、生き生きと学ぶ「生涯にわたる学びを支えるまち」を推進します。

(1) 豊かな人生を応援します

ア　人権教育の推進

○　「一人一人の人権が尊重されるまち」を実感できる人権教育を展開します。地域の多様な人材や資源をいかして、市民が主体となって、人権課題を解決できる教育を進めます。

イ　よりよく生きるための学びの充実

○　公民館や図書館等の社会教育施設において、ライフステージに合わせた多様な学びを提供します。

○　学んだ知識や経験をいかして活動できる環境を整備するなど、生きがいに繋がる学びを支援します。

○　互いに高め合う地域社会を実現するため、まちづくりのリーダーを育成するとともに、地域の課題を住民が自ら解決する活動を支援します。

(2) 文化・スポーツの振興に努めます

ア　市民文化の高揚

○　市民の多様な文化活動を通じ、生涯にわたって文化、芸術に親しむ心を育てます。

イ　文化遺産の活用

○　地域に伝わる伝統行事や文化財などの歴史的な遺産をいかした文化の振興を図ることにより、市民のふるさと意識を醸成し、郷土愛を育みます。

○　文化遺産を維持、活用する担い手を育成するとともに、地域の魅力を発信します。

ウ　スポーツ環境づくりの推進

○　健康で心豊かに暮らすため、「する、観る、支える」という活動を通して、スポーツに親しむ機会を整備します。

○　三木の地域性をいかしたスポーツイベントや活動を支援し、スポーツ交流を進めることで、スポーツの振興と充実を図ります。

〒673-0492
兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市総合政策部企画政策課

資料５

第３期三木市教育振興基本計画（概要版）

１　計画策定の趣旨

本市では、平成 28 年 12 月に、「ふるさと三木を誇りとし 自立心あふれる人材の育成」を基本理念とする「第2期三木市教育振興基本計画」を策定し、この基本理念のもと、教育の振興を図ってきました。

平成 30 年 6 月には、国の「第 3 期教育振興基本計画」が閣議決定され、「人生100 年時代」を豊かに生きていくため、今後の社会の変化を見据えた教育政策のあり方が示され、兵庫県においても、平成 31 年 2 月に「第 3 期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が策定されました。

本市においては、令和 2 年 3 月に「豊かな学びで未来を拓く」を基本理念とする「第 2 期三木市教育大綱」を策定しました。本市教育行政の一層の進展に向けて、これまでの取組の成果と課題を振り返り、今後 5 年間のめざすべき方向や取り組むべき施策等を総合的・体系的に示すため、「第3期三木市教育振興基本計画」を策定します。

２　計画の基本理念と基本方針

基　本　理　念

「豊かな学びで未来を拓く」

基　本　方　針

基本方針Ⅰ　「未来を創る教育」を進めます
- １　未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます
- ２　子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます

基本方針Ⅱ　「生涯にわたる学び」を支えます
- １　豊かな人生を応援します
- ２　文化・スポーツの振興に努めます

３　計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

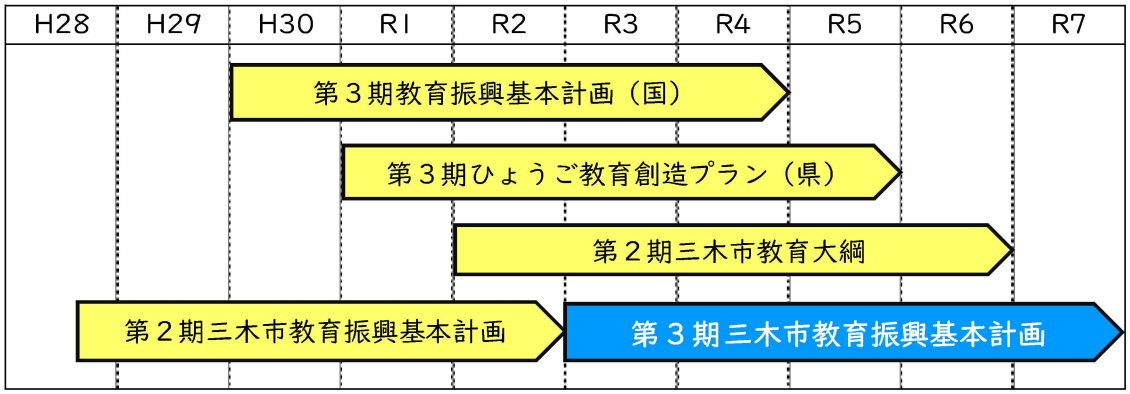

ィブの英語に親しむ機会の充実を図ります。

⑥　情報活用能力の育成

すべての学習の機会において、児童生徒が １ 人 １ 台のタブレット端末を主体的に活用し、学びを深め、広げることができるよう指導を行います。

また、児童生徒が高度情報化社会に対応できる情報活用能力を身に付けることができるよう、9 年間に獲得すべき ICT スキルを学年ごとに示し、段階的かつ実践的に習得できる取組を進めます。

⑦　小中一貫教育の推進

小中一貫教育の推進においては、義務教育の 9 年間を通して児童生徒の資質・能力を育成します。そのため、令和 3 年度から新たに教員の異校種の学校における交流研修及び授業を実施し、小中一貫教育を推進するため、教員の資質や授業力の向上に努めます。

施策（２）　豊かな心の育成

①　人権教育の推進

子どもたちが、その発達段階に応じ、人権の意義や内容、重要性について理解し、「人が人として大切にされ、人を人として大切にすること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動に繋がる人権教育を実践します。

②　道徳教育の充実

人間として、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育成するため、「特別の教科　道徳」の授業づくり、評価等の研究を進め、教職員の指導力の向上を図ります。

③　生徒指導の充実

一人一人の児童生徒の内面理解に努めるとともに、教職員がチームとしての共通理解を図り、教職員が連携しながら的確な支援を行う生徒指導体制の充実を図ります。

④　多文化共生教育の推進

すべての子どもたちが、国籍や民族等の違いを認め合い、多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心を育むため、異なる文化、生活習慣、価値観に対する理解を図り、共に生きようとする意欲や態度を育成します。

⑤　ふるさと教育の充実

ふるさと三木を愛し、ふるさとに誇りを持つ心を育て、地域の一員としての自覚を高めるため、様々な地域資源を活用した自然体験学習等を通して、わがまち三木市の人、もの、文化等についての理解を深めるふるさと教育を推進します。

⑥　体験的学習活動の充実

持続可能な社会の担い手として、豊かな人間性や社会性を身に付けるため、自然学校やトライやる・ウィーク等の自然、社会及び芸術文化に触れる体験や地域の人々との関わりを通じて、児童生徒の発達段階に応じた体系的な体験活動の充実を図ります。

（自然学校でのスナッグゴルフ）

⑦　防災教育の推進

「学校安全計画」「防災計画（災害対応マニュアル）」「三木市教職員危機管理ハンドブック」等を活用し、災害に備え、自らの命を守ることや互いに助け合うことの大切さを考える防災・安全教育を推進します。

施策（３）　健やかな体の育成

①　体力・運動能力向上の推進

児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、生涯を通じ、継続して運動に取り組むことができる資質・能力の育成を図ります。

②　食育の推進

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、「食に関する指導の全体計画」に沿って教育活動全体を通じた組織的、計画的な食育を推進します。

③　健康教育の充実

多様化、深刻化している心身の健康課題を解決するため、家庭や地域、関係機関と連携し、子どもたちや地域の実態に応じた学校保健委員会を開催し、学校保健活動の活性化を図ります。

④　安全教育の推進

防犯、交通安全など、日常生活における安全確保のために必要な知識や能力を実践的に理解し、子どもたちが自らの安全を守ることができるよう、安全教育を推進します。

施策（４）　特別支援教育の推進

①　適切な指導及び必要な支援の実施

障がいのある幼児、児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、自立と社会参加に向けて、適切な指導や必要な支援を受けられる体制の充実を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた柔軟な仕組みづくりを進めます。

②　認め合い、支え合う特別支援教育の推進

全員参加型の社会の基盤となる障がい者理解に関する学習、交流及び共同学習を通して、互いを認め合い、支え合う豊かな人間関係づくりに努めます。

施策（５）　キャリア教育（社会的自立に繋がる学び）の推進

①　社会的自立に必要な力の育成

特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じて、やり遂げる体験や役割貢献などを通じて、自己管理能力や人間関係形成能力等の社会的自立の基盤となる力を育成します。

②　社会に触れる機会の充実

体験的な職業調べや職場訪問、トライやる・ウィーク、トライやるアクションなどの活動を推進し、働くことの大切さや社会参画に必要な態度や能力を育成します。

③　進路指導の充実

通学区域や高等学校の特色等の適切な情報を提供するなど、計画的な進路相談を通じて、個々の適性を踏まえ、主体的に進路を選択し、決定できる能力や態度を育成します。

施策（６）　就学前教育・保育の充実

①　一人一人の特性に応じた質の高い就学前教育・保育の推進

子ども一人一人の発達の特性に応じた質の高い教育及び保育を実施するため、「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」を活用し、遊びや生活の中で総合的な教育・保育を行うとともに、本市独自の条例に基づく第三者による評価及び監査を実施します。

（よかわ認定こども園）

②　多様な教育・保育ニーズへの対応

保護者の多様な就労形態に対応した延長保育や一時預かり事業などの教育・保育時間の弾力化に努めるとともに、各関係機関が連携し、保護者への相談やサポートなど、支援の充実を図ります。

また、希望する就学前教育・保育施設への入園を待つ児童があることから、保育教諭人材確保事業等を活用し、質の高い保育教諭の確保に努めます。

③　地域連携の充実

幼稚園、保育所及び認定こども園と老人クラブなどの地域の団体や関係施設と連携し、地域の方々との交流を深めます。

また、積極的に園外に出かける中で、その地域ならではの自然や施設、文化に親しみ、三木のまちに愛着を持てるよう働きかけます。

④　小学校教育との円滑な接続

認定こども園等の就学前教育・保育施設と小学校教育との接続を円滑で効果的なものとするための取組を推進するとともに、それぞれの指導者間での共通理解と情報交換を行います。

⑤　在宅児童の保護者に対する家庭支援

各就学前教育・保育施設において、在宅児童の保護者が安心して子育て相談や交流ができる機会や、在宅児童と保護者が安心して遊べ、交流を広げる場を提供するとともに、児童センターや児童館においても、子どもや保護者同士の交流をはじめ、子育てに関する様々な疑問や悩みなどを相談できる機会を提供します。

2　子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、学校での安全で安心な学習環境を整備するとともに、子どもたちの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力や子どもを見守り、支える地域の教育力との連携・協働体制の構築が必要です。

また、子どもたち一人一人のニーズに合わせた教育を行うことができるよう、教職員の資質、能力の向上や、専門性をいかして課題に対応できる学校園の組織力の強化が求められます。

施策（１）　教育環境の整備と充実

①　学習機会の保障

経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の学習機会を保障するための就学援助事業を実施します。

また、高等学校、大学、専修学校等の学資の支弁が困難な家庭の生徒や学生に対し、市独自の奨学金を給付することにより、誰もが等しく勉学に励むことができる環境を支援します。

さらに、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休校措置により、明らかになった課題を踏まえ、児童生徒の学びを保障するため、オンライン学習等が行える教育環境の整備について研究を進めます。

②　安全で快適な教育環境整備の推進

学校施設の老朽化や多様な学習形態に対応するため、学校施設の整備を推進し、安全で快適な教育環境をめざします。

③　特別な支援を要する子どもたちに対する切れ目のない支援

幼児や児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、「個別の指導

計画」や「個別の教育支援計画」を活用するなど、校園長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心とした校園内での支援体制を構築します。

④　学校再編の推進

「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」に基づき進めている「喫緊の課題とする学校」の再編については、子どもたちが円滑に学校生活を送ることができるよう、保護者、地域及び学校と協力しながら、確実に準備を進めます。また、統合後においても、様々な環境の変化に伴う子どもたちの心の動きに適切に対応できるよう、保護者、地域及び学校と協力し、見守りやカウンセラーによる支援等を継続して取り組みます。

⑤　就学前教育・保育の一体化

「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」に基づき、市内の公立・民間就学前教育・保育施設の保育者を対象とした「保育者研修」で具体的かつ多面的に教育・保育内容について学び、保育者の質の向上をめざします。

施策（２）　学校、家庭、地域が連携した教育の推進

①　「地域とともにある学校園づくり」の推進

「地域とともにある学校園づくり」を推進するため、地域コミュニティづくりを進める上で有効なツールとなるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に向けた取組を進めます。

②　家庭の教育力の向上

親子が共に成長できる機会や、子どもたちに基本的生活習慣、自立心、思いやり、社会的なマナーなどの生活の基礎を育むことができるよう、親が親として成長するための学びを支援する機会を提供するとともに、家庭教育・保育の重要性を啓発し、家庭の教育力の向上に努めます。

③　子育てに不安を抱える家庭への支援

教育委員会と子育て支援、健康福祉を担う部門が連携した相談体制を設け、子育ての不安を抱える保護者に寄り添った支援を行います。また、不登校、集団不適応等、子どもや保護者の相談、支援に当たる指導員の確保等、支援体制の充実を図ります。

施策（３）　教職員の資質・能力の向上

①　教職員の資質と実践的指導力の向上

教育現場での実践を、全教職員の資質や指導力の向上に繋げることができるよう、お互いに切磋琢磨できる環境を整え、教職員の資質の向上に努めます。

②　教職員の働き方改革の推進

増加、多様化する職務の中で、ワーク・ライフ・バランスに配慮しながら、教職員

の心身の健康を保持するため、学校園全体の勤務時間の適正化に向けた取組を推進します。

また、子どもと向き合う時間を確保するため、業務の効率化を図るとともに、地域の人材や専門性を持った外部人材の積極的な活用を推進するとともに、「定時退勤日」「ノー部活デー」「ノー会議デー」を継続して実施します。

施策（４） 学校園の組織力の強化

① 管理職の組織マネジメント力の強化とミドルリーダーの育成

学校教育目標の達成に向けた基盤づくり、チームで職務を担う体制づくりに関する研修や指導助言を行うなど、「兵庫県管理職資質向上指標」に沿って、組織マネジメント力の強化を図ります。

また、次世代のリーダーを養成する学校経営研修講座の開催や、国などが主催する次期リーダー育成研修への積極的な推薦を通じて、今後の学校運営や教育活動の中核的役割を担う教職員を計画的に育成します。

② 教職員相互の協力・協働体制づくりの推進

複雑化、多様化しているいじめ、不登校等の子どもたちを取り巻く課題に対して、管理職のリーダーシップのもと、スクールカウンセラーなどの人材を組織的に活用できるよう、教職員相互の協力体制づくりを推進します。

また、教職員相互の信頼関係を築き、一人一人の力を組織的かつ機動的にいかしていく協働体制を確立するため、ハラスメントに関する研修の充実、ストレスチェックなどのメンタルヘルスへの対応を進め、風通しの良い職場づくりを推進します。

基本方針Ⅱ 「生涯にわたる学び」を支えます

Ⅰ 豊かな人生を応援します

市民一人一人の生涯学習の機会の充実を図り、その学習成果をまちづくりや地域課題の解決にいかすための仕組みづくりを進めます。

また、地域の多様な人材や資源をいかして、市民が主体となって人権課題を解決できる教育を進めます。

施策（１） 人権教育の推進

① 人権教育・啓発の充実

市民参加体験型の住民学習を推進し、若年層も含めた幅広い年代の市民が気軽に参加できるような学習内容を企画します。

また、市民じんけんの集い、人権フォーラム、同和教育セミナーなどを開催すると

ともに、三木市人権・同和教育協議会との連携を強化し、若年層の人権意識の高揚に努めます。

②　いじめ防止の推進

いじめを未然に防ぐため、教職員や保護者、地域に向けて、子どもいじめ防止センターだより、ホームページ等による啓発の充実を図るとともに、相談員によるいじめ防止対策出前講座等を積極的に開催し、市民の人権意識の高揚に努めます。子どもいじめ防止センターは、学校、教育委員会と連携を強化しながら、市全体で子どもたちを見守る体制づくりに努めます。

③　虐待防止の推進

虐待防止に向けて、人権啓発冊子や人権研修で虐待をテーマとして取り上げることにより、市民に対する教育及び啓発を行います。

また、みきっ子未来応援協議会の要保護児童部会やDV対策連携会議を開催し、学校、地域、行政が連携し、虐待を早期発見できる体制の充実を図ります。

④　男女共同参画の推進

男女が共に責任を担い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会は、男性にとっても生活しやすい社会であるということの理解を深めるため、男女共同参画セミナーや公民館出前講座などを実施します。

施策（２）　よりよく生きるための学びの充実

①　ライフステージに対応した多様な学びの機会の提供

公民館における生涯学習講座や、高齢者大学、高齢者大学大学院での学びの機会を提供することにより、それぞれのライフステージやライフサイクルに応じた生きがいづくりを支援します。

②　公民館を核とした生涯学習活動の推進

公民館では、充実した各種生涯学習講座の提供と自主学習グループへの支援を行うとともに、生涯学習講座やイベントなどを通じて、住民間や世代間、地域間の交流を促進し、学び、ひとづくり、まちづくりの拠点としての機能を充実します。

（公民館での女性セミナー）

また、市内小・中学校の統廃合が進むことから、新しい学区を見据えた地域間交流も進めていきます。

③　地域の未来を担う人づくりと地域課題の解決に向けた支援

公民館と市民協議会が連携し、「地域の課題は地域で解決する。」という機運を醸成しながら、住民主体のまちづくりを進めます。

また、高齢者大学や大学院、公民館の生涯学習講座で学んだ人が、地域リー

ダーやまちづくりの担い手、生涯学習講座の指導者として、その学習の成果を地域社会のために適切にいかすことのできる取組を推進します。

④　市民ニーズに対応した図書館の充実

すべての市民が自ら学び、健康で文化的な生活ができるよう、多様なニーズに配慮した誰もが利用しやすい図書館をめざします。

2　文化・スポーツの振興に努めます

「人生 100 年時代」を見据え、全ての人が自らの人生を設計し、学び続け、学んだことをいかして活動できる社会を形成することができるよう、文化・スポーツの振興を図り、市民一人一人が生涯を通じて豊かに生きる喜びや感動を得るとともに、豊かな心を育むことができる環境を整備します。

施策（１）　市民文化の高揚

①　豊かな自己実現を図る文化・芸術活動の推進

多様な文化、芸術に触れ、それらに親しむ機会や、文化・芸術活動に参加する機会を提供するとともに、文化芸術団体の育成に取り組みます。

②　文化、芸術の振興と普及に向けた顕彰制度の活用

本市の文化、芸術の振興と普及を図るため、顕著な功績のあった方や地域の文化、芸術の振興と普及に貢献された方を表彰するとともに、その年の展覧会やコンクールで、特に優秀な成績をおさめられた方に対して文化芸術賞等を授与することにより、その活動を広く周知し、本市の文化芸術の振興と普及を図ります。

③　文化会館や美術館における文化・芸術事業の企画と開催

文化会館では、市民参加型事業の「三木第九演奏会」や「みき演劇セミナー」を継続して実施し、文化、芸術の普及振興を図ります。

堀光美術館は、地域の美術文化の拠点施設として、著名作家や新進作家の特別展、本市にゆかりのある作家の作品を紹介する企画展等を開催し、幅広い年代の市民に多彩な芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、創作活動の支援や地元作家の育成を図り、市の芸術活動の推進と地域文化の振興を図ります。

施策（２）　文化遺産の活用

①　地域資源をいかした文化の振興

地域に伝わる伝統行事や伝統文化、生活や産業に関わる歴史的な資産を保存、継承していくことにより、地域文化の振興を図ります。

②　文化財保護の推進と活用

市民の貴重な財産として、史跡、文化財などを保護するとともに、「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」の年次計画に示されている各種事

業を段階的に実施することにより、史跡を適切に整備活用し、歴史的文化遺産をいかしたまちづくりに繋げていきます。

③　文化遺産を維持、活用する担い手育成の支援

古くから伝わる地域文化や伝統文化に関心を深められるよう、伝統行事や史跡、文化財に触れ、親しむ機会を提供し、文化団体の次世代育成への人材育成を支援します。

施策（３）　スポーツ環境づくりの推進

①　「する、観る、支える」スポーツ環境づくりの推進

ジュニア期からトップレベルまでの一貫した指導体制による競技スポーツレベルの向上、スポーツクラブ 21 等を通じた子どもから高齢者まで、世代を超えた交流を含む人生 100 年を通じて親しむスポーツの推進や障がい者スポーツに関する環境の整備等を図ります。

②　スポーツを通じた健康で活気あるまちづくりの推進

各種スポーツ団体やスポーツ推進委員等と連携、協働し、みっきぃふれあいマラソンやふれあいスポーツデーなど、年齢や障がいの有無にかかわらず、多くの市民が参加できるスポーツイベントなどを開催することにより、気軽にスポーツを始めることができる機会を創出し、市民の健康増進に繋げます。

（みっきぃふれあいマラソン）

③　三木の地域性をいかしたスポーツ振興

本市の新たなスポーツ拠点として定着している三木山総合公園総合体育館を、市民等がより利用しやすい施設となるよう環境を整備します。

また、西日本最多となる 25 のゴルフ場を有するまちとして、幼少期からゴルフへの興味、関心を持てる環境づくりに努めるとともに、「ゴルフのまち三木」をより一層PRしていきます。

５　計画の進行管理

本計画に掲げる施策を効果的かつ着実に実行するため、計画の期間中は、実施計画として「三木市教育の基本方針」を毎年度作成し、当該年度に実施する施策や事業を示していきます。

また、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、「教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価」を行い、自己点検及び自己評価並びに学識経験者による外部評価に加え、全期間を通じて計画目標が達成できるよう進行管理を行います。

6　主な指標と数値目標

区分	指標		数値目標	
			令和元年度（実績）	令和７年度（目標）
基本方針Ⅰ	全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国との比較	小学校６年生	−6%	+1%
		中学校３年生	−2%	+3%
	小中一貫教育の推進を見据え９年間を見通した授業づくり	異校種の学校で交流研修や授業を行った教員数	0人	累計180人
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の全国平均を100とした指数との比較	小学校５年生男子	99.7	100
		小学校５年生女子	99.6	100
		中学校２年生男子	91.9	100
		中学校２年生女子	94.9	100
	就学前教育・保育施設で希望する園への入園を待つ児童数		106人	0人
	学校トイレの洋式化	洋式化率（便器数）	50.9%	70%
	コミュニティ・スクールの導入		0	3中学校区
基本方針Ⅱ	住民学習参加者の年代別の参加率	20歳以上の人口に対する20歳以上の参加者の参加率	6.47%	7%
		若年層（20歳以上～39歳以下）の人口に対する若年層の参加者の参加率	1.23%	2.2%
	図書館の年間貸出冊数及び利用者数	市民一人当たりの年間貸出冊数	11.7冊	12.1冊
		図書館利用者数	23.5万人	24万人
	堀光美術館の来館者数		7,622人	10,000人
	みき歴史資料館の来館者数		10,668人	15,200人
	スポーツ公園におけるスポーツ施設の利用者数	三木山総合公園	133,402人	150,000人
		吉川総合公園	89,224人	100,000人

第3期三木市教育振興基本計画（概要版）
令和3年2月発行
三木市教育委員会　教育総務部　教育総務課
〒673-0492　兵庫県三木市上の丸町10番30号
TEL:0794-82-2000　FAX:0794-83-3699

4　三木市の教育のめざす姿(第３期計画)

基本方針Ⅰ　「未来を創る教育」を進めます

Ⅰ　未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます

新しい時代に求められる資質・能力である「生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力及び人間性等」を育成します。

施策（１）　確かな学力の育成

①　基礎学力の定着と活用力・学びに向かう力の育成

「学びに向かう力」に必要となる自主的に学習に取り組む姿勢や自己調整力、自己決定力を育成するため、子どもたちが学習教材の中から個々の理解度に応じて最適な教材を選択し、主体的に課題解決に取り組む「個別最適化学習」を進めます。

②　「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

「個別最適化学習」による確実な基礎学力の定着を図るため、タブレット端末等のICT 機器の効果的な活用例や新たに得た知識とすでに得た知識を関連づけて考える授業、グループ学習等を効果的に活用します。

（授業風景〈自由が丘東小学校〉

③　基本的な学習習慣の確立

発達段階に応じて子どもたちが自ら学習環境を整えることができるよう、指導の充実を図るとともに、「みきっ子家庭学習ガイド」（家庭学習啓発資料）などを活用し、学校と家庭が連携して学習習慣及び生活習慣の改善を図ります。

④　放課後学習支援の充実

地域人材を活用した放課後の補充学習である「ひょうごがんばり学びタイム」を全校で実施し、少人数できめ細やかな学習指導を行うことはもとより、個々の児童生徒の理解度に応じた学習支援の充実を図ります。

⑤　グローバル人材を育成する教育の推進

引き続き、教育課程特例校の申請を行い、小学校低学年から、「聞く」「話す」などの体験を中心とした英語教育に取り組みます。

また、小学校、中学校ともにALTを配置し、特別活動やモジュールの学習などにおいて英語学習と関連した内容を取り入れるなど、学校生活全般においてネイテ